

特　記　仕　様　書

工事名：

平成22年度
林道施設災害復旧事業
林道峰線災害復旧工事

工事番号：

22-A63S

工期：

契約日の翌日から平成23年3月31日まで

工事場所：

京丹波町 広瀬 地内

京　丹　波　町

(1) 総則

本工事は、「土木工事共通仕様書（案）」（平成16年2月、京都府）（以下「共通仕様書」という。）により施工すること。また、平成20年度治山林道必携設計積算編の林道工事施工管理基準に基づく。

(2) 特記事項

共通仕様書に対する特記事項は次のとおりとする。

(3) 施工方法等

工事請負契約書第1条第2項に規定する契約書及び設計図書に特別の定めのない施工方法等については、本工事の数量変更による場合を除き変更の対象としない。

(4) 技術者

本工事の施工にあたっては、建設業法に基づく主任技術者（監理技術者の配置が必要な場合は、監理技術者）を適正に配置しなければならない。

なお、特定建設工事共同企業体が請け負う場合には、各構成員毎に技術者が必要であるので注意すること。

(5) 現場代理人の要件

本工事の施工にあたり、請負契約書第10条に基づく現場代理人は、主任技術者又は監理技術者と同様、請負者との直接的かつ恒常的な雇用関係のある者を選任しなければならない。

(6) 施工計画書

（施工計画書）

共通仕様書第1章第1節1-1-6に規定する施工計画書の有無（（有）・（無））

(7) 施工体制台帳等の作成・提出

請負者は、請負金額3千万円以上の工事について、施工体制台帳（下請負契約書等添付）及び施工体系図を作成し、監督職員に提出しなければならない。

(8) 建設業退職金共済制度の普及徹底

- ① 工事請負契約書を締結したときは、当該工事で雇用する建設労働者にかかる必要な勤労者退職金共済機構の証紙を購入することとし、その発注者用掛金収納書を、工事請負契約締結後1ヶ月以内に提出すること。
- ② なお、請負者は、工事完成時に建退共運営実績報告書を提出すること。

(9) 材料

（再生材の利用について）

本工事においては、下記のとおり再生資材を使用する。

ただし、再生材製造工場の都合等により下表の再生資材が困難な場合については、監督職員と協議の上、新材とするものとし、設計変更の対象とする。

資材名	規格	用途	備考
再生クラッシャーラン	RC-40(30)	路盤	
	RC-40	構造物の基礎	
	RC-40	コンクリートブロック張（積）・石張（積）の天端工及び同込裏込材	
再生粒度調整碎石	RM-40(30)	路盤	
再生加熱アスファルト安定処理混合物	アスファルト安定処理	路盤	
再生加熱アスファルト混合物	粗粒度アスコン	基層	
	密粒度アスコン	表層	
	細粒度アスコン	表層	

なお、再生資材を使用する場合は、以下により品質管理が適正であるか確認の上使用すること。

- 1) 上表再生資材を路盤材又は舗装材として使用する場合の品質等は「プラント再生舗装技術指針」による。

- 2) 再生クラッシャーランを構造物の基礎材として使用する場合の品質等は「プラント再生舗装技術指針」及び「コンクリート副産物の再利用に関する用途別暫定品質基準(案)」によるものとし、構造物の立地条件等を考慮して適正な品質のものを使用する。
- 3) 再生クラッシャーラン(RC-40)を河川に関わる工事(低水護岸等の水際工作物)のコンクリートブロック張(積)・石張(積)の天端及び胴込・裏込材に使用する場合は、アスファルト魂は不可とし、かつ、すりへり減量が50%以下の品質のものを使用する。

(流用土の利用)

本工事に使用する盛土材については、本工事の掘削土を流用して使用する。ただし、やむを得ない事情等により流用土により難い場合は設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とするものとする。土量の確認方法については、監督職員と協議するものとする。

(種子)

種子は、成熟十分で発芽力がよく、病虫害及び雑物の混入していないものを使用しなければならない。また、種子の購入に際しては、保証書等を添付させることを原則とする。なお、発芽率が不明なものは、発芽試験を行なって、発芽率を確認しなければならない。

(10) 工事現場発生品

(特定建設資材の分別解体)

本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)。以下「建設リサイクル法」という。に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「6 解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と請負者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

① 分別解体等の方法

工程ごとの作業内容及び解体方法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
①仮設	仮設工事 □有	■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
②土工	□有	■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
③基礎	□有	■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
④本体構造	□有	■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
⑤本体付属品	□有	■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
⑥ そ の 他 ()	□有	■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

② 再資源化等をする施設の名称及び所在地

建設副産物	受入場所	受入期間及び受入時間	その他受入条件	距離
コンクリート塊	今井工業(株)	土曜(第2.4)・日曜・祝日除く	要協議	
	共栄建設(株) リサイクル工場	日曜・祝日除く	最大粒径 50cm以下	

(産業廃棄物運搬車両の表示等)

1 自己(社)運搬の場合

1) 収集運搬車両の両側面に鮮明に識別しやすい文字の色で次の内容の表示を行うこと。

- ・「産業廃棄物運搬車」の文字(同 140ポイント以上(5cm以上))

- ・事業者の氏名又は名称(同 90ポイント以上(3cm以上))

2) 収集運搬車両は、次の内容が記載された書面を備え付けること。

- ・「氏名又は名称及び住所」、「運搬する産業廃棄物の種類及び数量」、「運搬する産業廃棄物の積載日」「積載した事業場の名称、所在地及び連絡先」

- ・「運搬先の事業場の名称、所在地及び連絡先」

2 許可業者に運搬を委託する場合

1) 収集運搬車両の両側面に鮮明に識別しやすい文字の色で次の内容の表示がされている業者に委託すること。

- ・「産業廃棄物運搬車」の文字(JIS Z8305 140ポイント以上(5cm以上))

- ・許可業者の氏名又は名称(同 90ポイント以上(3cm以上))

- ・統一許可番号(下6桁)(同 90ポイント以上(3cm以上))

2) 収集運搬車両に次の書面が備え付けられている業者に委託すること。

- ・産業廃棄物収集運搬業の許可証の写し

- ・産業廃棄物管理票(マニュフェスト)

3 提出資料

工事完成時に産業廃棄物の収集運搬車両への表示状況が確認できる写真を提出すること。

(産業廃棄物税)

平成17年4月1日より「京都府産業廃棄物税条例」に基づき導入される産業廃棄物税(以下「産廃税」という。)は、京都府内の最終処分施設に搬入される産業廃棄物について課税されるものである。

また、中間処理施設に搬入された産業廃棄物においても、リサイクル後の処理残滓等が最終処分場に搬入される場合は、最終処分場に搬入される量に対して課税される。

なお、本工事においても、産廃税相当額を見込んでいる。

(11) 残土処理計画書・報告書の作成

①請負者は、工事を施工するにあたり、あらかじめ残土処理計画書を作成すること。なお、残土処理計画書は施工計画書に含めて提出するものとする。

②施工後は、残土処理報告書を提出すること。

(建設発生土の搬出)

1 建設発生土については同林道内処分場に運搬するものとする。

これにより難い場合が生じたときは、監督職員の指示によるものとし、設計変更の対象とする。

2 前条に関しての受入条件は下記のとおりとする。

(1) 受入不適なもの

粘性土、ガレキの類、土砂以外の廃棄物

(12) 廃棄物処理計画書・報告書の作成

①請負者は、あらかじめ廃棄物処理計画書を作成すること。

ただし、廃棄物処理計画書は再生資源利用促進計画書に含めて提出すること。

②施工後は、廃棄物処理報告書を提出すること。

ただし、廃棄物処理報告書は再生資源利用促進実施書に含めて提出すること。

③①及び②については、記憶媒体等によりデータについても提出すること。

その際、監督職員と調整すること。

(13) 工程管理

①請負者は、工程管理を工事内容に応じた方式(ネットワークまたはバーチャート方式など)により作成した実施工程表により行うものとする。

②月1回実施工程表と進度状況の対比するために役場において監督職員と協議をし、必要な措置をとることとする。

(14) 工事材料の品質

(品質証明書等)

請負者は、工事に使用する材料のうち下表の材料及び監督員の指示した材料の使用にあたっては、その外観、品質証明書等を照合して確認した資料を事前に監督職員に提出し、確認を受けなければならない。

なお、その他の使用材料については、検査時に「使用材料一覧表」として提出しなければならない。

区分	確認材料名	摘要
その他	種子・肥料	

(15) 監督職員による検査（確認を含む）及び立会等

(段階確認)

請負者は、下表の工種及び監督職員が指示した工種の施工段階において、段階確認を受けなければならない。この際、請負者は工種、細別、確認の予定期間、測量結果等を監督職員に書面により報告しなければならない。

ただし、段階確認の実施時期及び実施箇所は監督職員が定めるものとする。

種別	細別	施工段階（確認時期）
土工	切土	土（岩）質の変化した時

(16) 施工管理

(品質管理試験)

本工事の施工に伴い実施する品質管理施試験は、品質管理基準に記載される「必須」項目を実施し、「その他」項目については、下表及び監督職員の指示により実施すること。

種別	細別	試験項目	試験頻度

(写真管理)

写真管理については、写真管理基準（案）によるものとするが、特にデジタルカメラ等デジタル画像により写真管理を行う場合は、以下によること。

- ① 写真管理に使用する機材は、必要な文字、数値等の内容が判読できる機能、精度を確保できる機材とし、デジタルカメラについては有効画素数80万画素以上、プリンターについてはフルカラー300dpi以上、インク・用紙等について通常の使用条件の下で3年間程度に顕著な劣化が生じないこと。
- ② 工事写真帳は、写真（サービス版程度の大きさ。画像を印刷したもの）に説明等を併記し、A4版で作成すること。
- ③ デジタル画像で管理する場合は、工事写真帳と共にそのデータも記憶媒体等により提出すること。その際、データ提出方法については、監督職員と事前に協議すること。また、デジタル画像以外での写真については、ネガの提出の有無について事前に監督職員と協議すること。
- ④ その他の事項については、監督職員と協議すること。

(17) 工事中の安全確保

(ダンプトラック等の過積載防止対策)

- ① 請負者は、レディーミクストコンクリート、アスファルト混合物及び建設副産物（建設発生土、産業廃棄物等）の運搬にあたっては、出荷伝票、運搬伝票、計量伝票等（以下、「伝票等」という。）を整理・保管し、ダンプトラック等1台毎の積載量等を記入した運搬管理表（別添①）を作成の上、検査時に提出しなければならない。

なお、伝票等については、監督職員の請求があった場合は、遅滞無く提示するとともに、検査時に原本を提示しなければならない。

- ②積載重量制限を超えて工事用資機材、土砂等を積み込まず、また、積み込まさせないこと。
- ③さし枠装着車、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法の表示番号等の不表示車（以下「不表示車」という。）等に土砂を積み込まず、また積み込ませないこと。
- ④過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。
- ⑤建設発生土の処理、骨材等資材の購入等に当たっては、下請事業者及び骨材等納入業者の利益を、不当に害することのないようにすること。
- ⑥さし枠装着車、不表示車等が、工事現場に出入りすることのないようすること。
- ⑦過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引渡を受ける等、過積載を助長することのないようにすること。
- ⑧取引関係にあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし枠装着車、不表示車等を土砂運搬に使用しようとしている場合は、早急に不正状態を解消するよう適切な措置を講ずること。
- ⑨①から⑦について、下請契約における受注者を十分指導すること。

(18) 交通安全管理

(安全施設類)

標識類、防護柵等の安全施設類等については、現場条件に応じて設置する他、道路管理者及び所管警察署と打合せを行い実施すること。

なお、打合せの結果または、条件変更等に伴い、道路工事保安施設設置基準（案）以上の保安施設類が必要な場合は監督職員と協議するものとし設計変更の対象とする。

交通誘導員については、下表のとおり計上しているが、道路管理者、所轄所管警察署と打合せの結果又は、条件変更に伴い員数等の増減等が生じた場合は、監督職員と協議の上設計変更の対象とする。

配置場所	交通誘導員
合 計	

請負者は、施工に先立ち作成する施工計画書に、安全施設類等設置計画を作成し、監督職員に提出すること。

請負者は、工事期間中の安全施設類等の設置状況が判断できるよう写真等を整備し、完成検査時に提出しなければならない。

(19) 工法変更等への対応

- ①構造物等の施工において、湧水、その他の障害のため通常の工法では初期の目的を達することが出来ない箇所については、工法及び対策を監督職員と協議するものとしとする。
- ②工事中における民生安定上又は関係機関と協議の結果、新たな作業及び構造の変更が生じた場合は、必要に応じ監督職員と協議の上、その指示によるものとする。
- ③工事により汚濁水が発生した場合、その処理方法について監督職員と協議すること。

(20) 堀削部の安全施工

切土・床堀の施工に当たって、土石崩落等、危険と判断される時は危険防止のための対策を監督職員と協議するものとする。

(21) 堀削法面

掘削（床堀）法面において、関係機関との打合せ等により、危険防止の安全対策等が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

(22) 安全・訓練等

「土木請負工事における安全・訓練の実施について」により実施すること。

(23) 工事現場の安全対策

工事現場の一般通行人の見やすい箇所で通行に支障のない所に、表示板を設置すること。

(24) 標示板の設置

請負者は、工事の施工にあたって、工事現場の公衆が見やすい場所に、工事の目的、工事名、工事場所、工期、請負者名、発注者名等を記載した標示板を設置しなければならない。

記載項目のうち、「工事目的」については、以下によるものとする。

工事内容：被災した箇所の復旧を行っています。
工事種別：林道災害復旧工事

(表示板の記載例)

[工事表示板]



記載例によりがたい場合は、監督員と協議すること。

(25) 現場管理

- ① 工事現場管理について、土木工事仕様書109条及び前記4によるほか、工事施工中及び夜間等の休止中においても、一般通行人、通行車両等に道路通行障害及び危害を与えないよう工事現場内をたえず整理するとともに標識等を設置し、通行車両等の安全を図ること。
- ② 工事施工地内に電話線、送電線、水路、水道管等が設置されている場合には、工事施工にあたり事前に監督員及び関係機関と協議し、これらに危害を与えないよう必要な処置を講じること。
- ③ 工事施工中に文化財等が埋蔵している可能性が生じたときは監督員及び関係機関へ報告し、必要な指示を受けること。
- ④ 工事施工影響範囲外の立木に落石等により損傷が生じた場合の補償は、請負者の責任において処理するものとする。

(26) 起工測量・丁張設置

- ① 起工測量を実施し、その成果を監督員に提出すること。
なお、平面測量については、トラバース測量を実施し、成果として上記のものと一緒に全測点の座標値も提出すること。またその基準点は、現地の工事に影響の及ばない箇所に工事の完成まで保存すること。
- ② 工事に必要な丁張、仮設標識を設置し、監督員の検査を受けること。
- ③ 測点杭、I.P.杭、B.M.等既設杭は移設してはならない。移動が必要な場合は監督員の承諾を得て移設すること。

(27) 中間出来高測量

工事中必要に応じて、平面・縦断・横断・構造物等の出来形をとり、監督職員の指示を受けること。

(28) 出来高管理・出来高測量

提出する出来高管理図表は、次のとおりとする。

- ① B. M. トラバース点の位置・数値を平面図等に記載したもの。
- ② トラバース点・各測点の座標管理表
- ③ その他出来高測量実施の成果を平面図及び縦断図・横断図・構造図（出来形を赤書きしたもの）等に記載したもの。

(29) 伝票・試験票の提出

請負人は、作業日誌・各種納品伝票・その他監督職員より指示のあった帳簿類等を監督職員の要求に応じて提示し、完成検査の際には整理して提出しなければならない。

(30) 土工

(一般事項)

土及び岩の分類表

土質		分類
砂・砂質土		砂、砂質土、普通土、砂質ローム
粘性土		粘土、粘性土、シルト質ローム、砂質粘性土、火山灰質粘性土、有機質土、粘土質ローム
礫質土		礫まじり土、砂利まじり土、礎
岩塊・玉石		岩塊・玉石まじり土、破碎岩
軟岩 (I)	A	<ul style="list-style-type: none">○第3紀の岩石で固結程度が弱いもの、風化がはなはだしく、きわめてもろいもの。○指先で離しうる程度のもので、亀裂間の間隔は1~5cmぐらいのもの。
	B	<ul style="list-style-type: none">○第3紀の岩石で固結程度が良好なもの、風化が相当進み、多少変色を伴い軽い打撃により容易に割り得るもの、離れ易いもの。亀裂間の間隔は5~10cm程度のもの。
軟岩 (II)		<ul style="list-style-type: none">○凝灰質で固結しているもの、風化は目にそって相当進んでいるもの、亀裂間の間隔は10~30cm程度で軽い打撃により離し得る程度、異質の岩が硬い互層をなしているもので、層面を楽に離し得るもの。
中硬岩		<ul style="list-style-type: none">○石灰岩、多孔質安山岩のように特にち密でないが、相当の硬さを有するもの。風化の程度があまり進んでいないものの、硬い岩石で間隔が30~50m程度の亀裂を有するもの。
硬岩 (I)		<ul style="list-style-type: none">○花崗岩は、結晶片岩など全く変化していないもの、亀裂の間隔は1m内外で相当密着しているもの、硬い良好な石材を取り得るようなもの。
硬岩 (II)		<ul style="list-style-type: none">○けい岩、角岩などの石英質に富んだ岩質が硬いもの、風化していない新鮮な状態のもの、亀裂が少なくよく密着しているもの。

- ①請負者は、設計図書に示された現地の土及び岩の分類の境界が出現した時点で、監督職員の確認を受けなければならない。また、請負者は、設計図書に示された土質及び岩の分類の境界が現地の状況と一致しない場合は、監督職員に通知するものとする。なお、確認のための資料を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は遅滞なく提示するとともに、検査時に提出しなければならない。
- ②請負者は、工事箇所に工事目的物に影響をおよぼすおそれがあるような湧水が発生した場合には、処置方法等を監督職員と協議しなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情がある場合には請負者は、応急措置をとった後、そのとった措置をすみやかに監督職員に報告しなければならない。
- ③請負者は、岩石の爆破、破碎等による飛散及び切土、運搬等における逸散は、できるだけ減少させるよう図るものとし、落石防護柵を設けなければならぬ。
- ④請負者は、現場発生土については、適切に処理しなければならない。

- ⑤請負者は、現場発生土受入れ地の位置、現場発生土の内容等については、設計図書及び監督職員の指示に従わなければならない。なお、請負者は、施工上やむを得ず指定された場所以外に処分する場合には、処方法を監督職員と協議しなければならない。
- ⑥請負者は、工事の施中は、滯水を生じないよう常に良好な排水状態に維持しなければならない。
- ⑦請負者は、工事の施工に当たり、流水の汚濁等により下流に影響を及ぼさないよう十分注意しなければならない。

(伐開・除根等)

- ①請負者は、請負者の責任により、切土のり頭、盛土のり尻、構造物等の外側2m程度を標準として立木の伐採・除根を行い、下記及び標準図に示すよう適切に処理しなければならない。
- ②請負者は、伐採木等を自然還元として利用する場合は、雨水等により下流へ流出する恐れがないよう、安定した状態にするものとし、必要に応じて柵工や筋工を設置しなければならない。
- ③上記により難い場合は、有価で取引されている製材用材等として利用すること。又ここで言う製材用材等とは製材用材、ほだ木、薪炭用材、パルプ用材等として有価で利用するものを言う。

(切土施工)

- ①請負者は、切土については、原則として上部から行うものとし、切土の安定を著しく損なう土質、切土のり面勾配の変更を要する土質又はゆう水若しくは埋設物等を発見した場合には直ちに監督職員に報告して指示を求めるなければならない。
- ②請負者は、のり面については、指定のり面勾配でなじみよく仕上げるものとし、のり面の安定を損なう凹凸、湾曲等があつてはならない。
- ③請負者は、のり面は切り過ぎないよう十分注意し、もし切り過ぎたときは、所定のり面勾配と同等又はそれ以上に仕上げるなどの処理をしなければならない。
- ④請負者は、掘削工の施工中に自然に崩壊、地すべり等が生じた場合、あるいはそれらを生ずるおそれがあるときは、その処置方法について監督職員と協議しなければならない。
ただし、緊急やむを得ない事情がある場合には請負者は応急措置をとった後、そのとった措置を速やかに監督職員に報告しなければならない。
- ⑤請負者は、請負者の責任において掘削工の施工中の地山の挙動を監視しなければならない。
- ⑥請負者は、土質の種類等によりのり面勾配の変移する箇所の取付けは、なじみよくすり付けなければならない。
- ⑦請負者は、岩石掘削におけるのり面の仕上り面近くでは過度な爆破等を避け、ていねいに仕上げるものとする。
万一誤って仕上げ面を超えて爆破等を行った場合には、請負者は監督職員の承諾を得た工法で修復しなければならない。
- ⑧請負者は、切土部の施工にあたり、ゆるんだ転石、岩塊等は、落石等の危険のないように取り除かなければならない。

(盛土一般事項)

- ①請負者は、盛土施工地盤については、施工前に草木、切株、竹根等を除去しなければならない。
- ②請負者は、軟弱地盤がある場合、又は予期しない不良土が出現した場合は、監督職員と協議し、所要の処置を講じなければならない。

(盛土材料)

- ①請負者は、盛土材料は、指定されたものを使用しなければならない。
なお、特に指定されない場合は、工事の目的に適したものでなければならぬ。
- ②請負者は、草木根等の混入した土、腐食性を含む土等は、原則として使用してはならない。

(盛土方法)

- ①請負者は、盛土敷内を清掃後、設計図書に従い、各測点ごとに丁張を設け

- なけわばならない。また、丁張を設ける場合には、所要の余盛高を考慮しなければならない。
- ②請負者は、盛土に先立ち、盛土地盤の表面をかき起して、なじみよくしなければならない。
- ③請負者は、1:2より急な基礎地盤であって盛土が滑動する恐れがある場合には、それぞれの基礎地盤に段切を設置しなければならない。
- ④請負者は盛土の施工において、盛土は最凹部より各層水平に締め固めながら、逐次所定の高さまで盛り上げるものとし、一層の仕上り厚さは、舗装工を施工する場合の路床にあっては20cm程度以下、路体等にあっては30cm程度以下とする。
- ⑤請負者は、締め固めについては、土質、使用機械の種類、乾燥の程度等に応じ、散水して含水量の調節を図る等適度な含水状態で行うものとする。なお、降雨あるいは凍結融解等により含水量が過大になったときは、締め固めを行ってはならない。
- ⑥請負者は、構造物の隣接箇所や狭い箇所の路体盛土工の施工については、タンパ、振動ローラ等の小型締め機械により締め固めなければならない。なお、現場発生土等を用いる場合は、その中で良質な材料を用いて施工しなければならない。
- ⑦請負者は、盛土ののり勾配は表面水による浸食に対し耐え得るよう、十分締め固めながら所定の勾配に仕上げなければならない。

(31) 残土処理場

- ①切土又は床掘り等で生じた残土は、設計図書で指定された場所等に上記盛土方法に準じ、災害防止、環境保全等を考慮して整理・堆積しなければならない。指定場所以外に処理する場合は、監督職員の指示を求めなければならない。
- ②残土処理場の基礎地盤及びのり面は、原則として盛土に準じ、残土の崩壊、流出等のおそれがあるときは監督職員の指示を求めなければならない。
- ③路肩に接する残土処理場の天端面は、別に指定されない限り5パーセント程度の横断勾配を設け、原則として路肩と同高又は10センチメートル程度の段差を設けるものとする。
- ④残土処分量が把握できるよう、処分地の事前測量および出来型測量図を提出すること。

(32) 法面保護工

(一般事項)

- ①法面保護工の緑化工施工については、適期に行うものとし、(種子・吹付材料の配合等について)事前に監督員と十分協議して行うこと。

(植生工における生育判定とその保証)

- ①工事完成検査時に植生期間がとれていない場合の取り扱いは契約条項の「かし担保」を適用することとし、植生の判定基準は次表を目安として行うものとする。

評価		施工3ヶ月後の植生の状態
木本群落型	可	<ul style="list-style-type: none"> 植被率が30~50%であり、木本類が10本/m²以上確認出来かつ1m²以上の裸地がないこと。 植被率が50~70%であり、木本類が5本/m²以上確認出来かつ1m²以上の裸地がないこと。
	判定保留	<ul style="list-style-type: none"> 草種に70~80%覆われており、木本類が1本/m²以上確認できる。この場合、翌年の春まで様子を見る。 所々に発芽が見られるが、法面全体が裸地状態に見える。この場合は1~2ヶ月様子を見る。(不適期施工の場合)
	不可	<ul style="list-style-type: none"> 生育基盤が流亡して、植物の成立の見込みがない。この場合は再施工する。 草本植物の植被率が90%以上で、木本植物が被圧されている。この場所草刈り後様子を見て対策を講じる。
草地	可	法面から10m離れると、法面全体が「緑」に見え、植被率が70~80%以上である。

型 判定 保留	1 m 2 当たり 10 本程度の発芽はあるが、生育が遅い。 また植被率が 50 ~ 70 % 程度である。この場合様子を見る。
	・ 生育基盤が流亡して、植物の成立の見込みがない。この場合再施工。 ・ 植被率が 50 % 以下である。この場合再施工。

② 施工後に異常気象、災害等不測の事態が発生した場合はこの限りではない。
(施工管理上の測定基準)

施工箇所 200m2 につき 1 箇所、 200m2 未満については 2 箇所、 1 m
* 1 m の枠を設け計測するものとする。

(植生状況報告書の提出)

① 工事完了後の植生育成状況を植生状況報告書(別紙②)により報告すること。

② 報告時期については、工事打合せ簿により監督員と協議するものとする。

報告書には、育成状況が判別できる写真を添付するとともに、説明欄に発芽の状況、成長度合い、被覆率、衰退の程度を記入すること。

(33) その他

(参考資料の取扱)

設計図書のほかに添付する参考資料は、あくまで発注者の予定価格を算出するためのもので、なんら請負契約上の拘束力を生じるものではない。工事の実施にあたっては、この趣旨を十分理解し、事故発生等の事態を招かないよう、その防止措置に留意すること。

運搬管理表の様式（例）
運搬管理表

工事名		現場代理人	監理(主任)
工事番号			技術者
運搬物の 名称・規格			

日付	車両番号	最大積載重量	積載量	日合計	出荷時間 (練りませ 終了)	現着時間 (打設完了)	品質管理 の実施	マニフェスト 交付番号	備考
合計									

注 1) 本様式は例示である。

注 2) 日付欄は、運搬 1 回、1 車両毎に運搬日を記入する。

注 3) 車両番号欄及び最大積載重量欄は、運搬車両の車検証に記載されたものを記入する。

注 4) 積載量欄は、容積を記入する。(計量器等により重量が明確である場合は重量を記入。)

注 5) 日合計欄は、日付欄で記入した同一日付の最下段に日合計を記載する。

注 6) 出荷時間欄及び現着時間欄は、レディーミクストコンクリートの場合に記入する。

注 7) 品質管理欄は、レディーミクストコンクリートの場合に品質管理試験等の実施の有無を記入する。

注 8) マニフェスト交付番号欄は、産業廃棄物の運搬の際にマニフェストの交付番号(シリアル番号)を記入する。

注 9) 出荷伝票、運搬伝票、計量伝票等については、監督職員の請求があった場合に遅滞なく提示するとともに、

検査時に原本を提示しなければならない。

運搬管理表の記入例 1 (生コンクリートの例)

運搬管理表

工事名	平成〇〇年度〇〇〇〇〇〇工事	現場代理人	監理(主任)
工事番号	京〇〇第〇〇〇〇号の〇〇の〇	技術者	
運搬物の 名称・規格	レディーミクストコンクリート (18-8—40高炉)		

日付	車両番号	最大積載重量	積載量	日合計	出荷時間 (練りませ 終了)	現着時間 (打設完了)	品質管理 の実施	マニフェスト 交付番号	備考
H16.1.15	あ12-34	9800kg	4.0m3		9:00	9:45	○		
H16.1.15	い56-78	9800kg	4.0m3	8.0m3	9:30	10:10			
H16.1.20	あ12-34	9800kg	3.5m3	3.5m3	15:00	15:40	○		
合計				11.5m3					

運搬管理表の記入例 2 (コンクリート殻の例)

運搬管理表

工事名	平成〇〇年度〇〇〇〇〇〇工事	現場代理人	監理(主任)
工事番号	京〇〇第〇〇〇〇号の〇〇の〇	技術者	
運搬物の 名称・規格	コンクリート殻(無筋)		

日付	車両番号	最大積載重量	積載量	日合計	出荷時間 (練りませ 終了)	現着時間 (打設完了)	品質管理 の実施	マニフェスト 交付番号	備考
H16.1.15	あ12-34	9800kg	0.970t					123456	
H16.1.15	い56-78	9800kg	0.968t	1.938t				123456	
H16.1.16	あ12-34	9800kg	0.850t	0.850t				123456	
合計				2.788t					

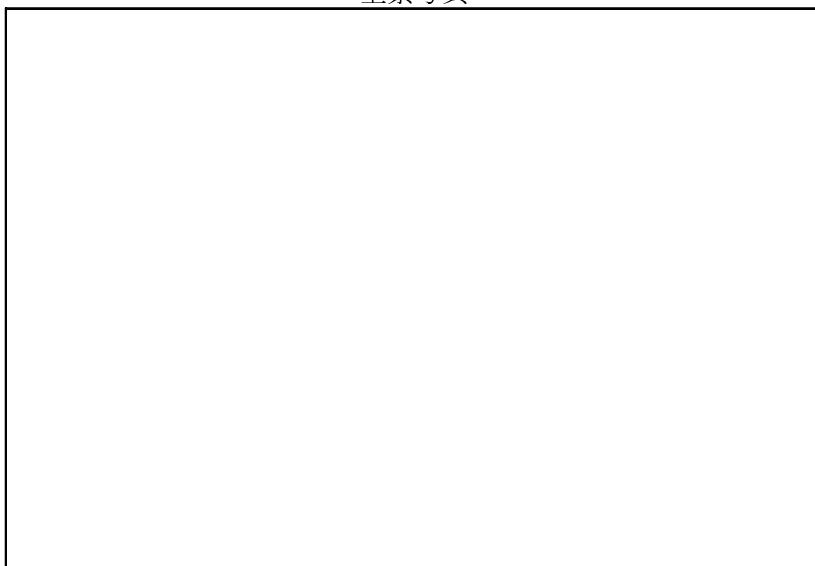
植生状況報告書(第 回)

報告年月日 平成 年 月 日

施工年度	年度	事業名	
路線名		施工場所	
施工期間		調査年月	
請負業者	元請業者	担当者名	電話
	施工業者	担当者名	電話
工法区分			
位置等			
施工面積			
被覆率			
製品名			
発芽状況			
成長の度合い又は衰退の程度			
前面被覆とならなかつた理由等			

全景写真

写真説明



近接写真（1m*1mの枠を設け生育状況）

写真説明

